

長崎市規則第 98 号

長崎市福祉医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 14 日

長崎市長 鈴木 史朗

長崎市福祉医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

長崎市福祉医療費支給条例施行規則（昭和 49 年長崎市規則第 43 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 号様式の 4 を次のように改める。

第2号様式の4（第4条関係）

福祉医療費受給者証

発行日

公費負担者番号

受給者番号

支給対象者 氏 名

生年月日

受 給 者 氏 名

有 効 期 間

発行者 長崎市長

印

乳児無料の期限

年

月末まで

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 1 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に交付された改正前の長崎市福祉医療費支給条例施行規則第 4 条第 1 項第 4 号の受給者証については、この規則の施行後も、なおその効力を有する。